

災害情報の収集及び伝達に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害が旭川市内で発生すると予想され、又は発生した場合において、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、旭川市（以下「甲」という。）がハムラジオ大雪クラブ（以下「乙」という。）に要請する災害情報の収集伝達に係る手続き等を定めるものである。

(要請方法)

第2条 甲が乙に災害情報の収集伝達を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明確にした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 要請事項
- (3) 要請期間
- (4) 担当部局の名称と担当者名
- (5) その他必要事項

(活動範囲)

第3条 乙の活動は、電波法第52条第4号に規定する非常通信の範囲とする。

(要請事項)

第4条 甲の要請に基づき、乙が収集及び伝達する情報は次のとおりとする。

- (1) 火災（発生個所、被災状況）
- (2) 建物（破損状況）
- (3) 死傷者（発生状況）
- (4) 交通状況（主要道路、橋などの不通箇所）
- (5) ライフライン（電気、ガス、水道、電話の被害状況）
- (6) 避難場所（避難状況・傷病者状況）
- (7) 給水、給食、生活必需品の配給状況
- (8) その他必要な情報

(支援体制の整備)

第5条 乙は災害時における円滑な情報伝達が図れるよう、乙の会員における情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2 乙は前項の体制整備の一環として、次の分担をするとともに、それぞれに責任者をおくものとする。

- (1) 基地局担当
- (2) 情報集約担当
- (3) 地域情報担当

(連絡責任者)

第6条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、甲においては旭川市総務部総務課長とし、乙においては事務局長とする。

(通知)

第7条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、避難場所など防災関係資料を修正した場合、その都度、乙に通知するものとする。

2 乙は、この協定により協力できる会員等を記載した会員名簿を毎年6月末日までに、甲に提出するものとする。

(活動報告)

第8条 乙は、甲の要請に基づき活動した時は、活動報告書を甲に提出するものとする。

(協定の円滑化)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次により相互の連携を図るものとする。

(1) 甲は、主催する防災訓練及び無線通信訓練（以下「訓練」という。）に乙又は乙の会員の参加を要請することができる。

(2) 乙及び乙の会員は、甲から訓練参加の要請があった場合、積極的に参加するものとする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

第11条 この協定は、平成10年7月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年7月24日

甲 旭川市

旭川市長 菅原功



乙 ハムラジオ大雪クラブ
会長 近江 章

